

○研修登録医受入れ規程の運用について

(平成元年7月18日病院運営委員会)

改正 平成7年5月22日一部改正平成17年3月15日一部改正

平成26年4月1日一部改正

研修登録医受入れ規程の運用等については、次によるものとする。

第12条関係

1. 指導教員について

指導教員は、研修登録医の研修分野について豊富な知識と経験を持ち、指導することに熱意がある助手以上の教員のうちから当該診療科等の長が選定する。

2. 研修登録医の診療及び研究への参加は、月4回程度として、その範囲は次のとおりとする。

(1) 第12条第1項について

ア. 病棟回診への参加

指導教員の指導の下に、病棟回診に参加させ、各種疾患の診断、治療法について見学させる。

イ. 症例検討会等への参加

指導教員の指導の下に、症例検討会その他の研究会へ参加させる。

(2) 第12条第2項の紹介患者の診療範囲

ア. 患者の診療

主治医権を与えずに、副主治医として診療に参加できるものとし、指導教員の実地指導の下で、診断、治療法を修得させる。

イ. 手術技法の修得

指導教員の指導の下で、手術法の選択、手術手技を修得させる。

ウ. 諸検査技法の修得

指導教員の指導の下で、検査方法、手技、解釈を修得させる。

3. カルテ、処方せんの記載については、次のとおりとする。

研修登録医が記載する紹介患者のカルテ、処方せんその他の記録には、指導教員も連名で署名するものとする。

4. 診断書について

研修登録医は、診断書は発行できないものとする。

5. 来院の予約について

研修登録医は、診療、病棟回診、症例検討会等に参加のため来院するときは、予め指導教員の承諾を得るものとする。

その他

研修登録医には、給与は支給しないものとする。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日一部改正)